

平成30年度 都市計画税に関する調報告書

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

地方公共団体コード	1	0	3	4	5	4	6
表番号・行番号	7	0	0	0	0	0	11
市町村判別コード	特定市・・・1 特定市以外の市町村・・・2					2	12
団体区分コード	/ / / / /					3	16

(注) 「特定市」の区分については「ガイダンス表<<データ入力>>1-3」に留意すること。

(注) 自動的に付与される。

地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 1 8

平成30年度 都市計画税に関する調  
第51表 都市計画区域及び課税区域に関する調

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	(1) 市町村の面積(千㎡)	(2) 市街化区域(千㎡) A	(3) 市街化調整区域(千㎡) B	(4) そ の 他 ( 千 ㎡ ) C	(5) 計 (A+B+C) (千㎡)
課 税 区 域 の 面 積	9 0 1 0	12	23 ア	33 イ	43 ウ	53 エ 62 0
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0 2 0	20,460 甲	オ	カ	20,460 キ	20,460 ク

区 分	行 番 号	(6) 都市計画区域の 指定の有無	(7) 市街化区域等の 設定の有無	(8) 都市計画税の 課税の有無	(9) 都市計画事業の 認可の有無
課 税 区 域 の 面 積	9 0 1 1	12	13	14	15 16
都 市 計 画 区 域 の 面 積	0 2 1	ケ 1	コ 2	サ 2	乙 1

指定有……「1」 設定有……「1」 課税有……「1」 認可有……「1」  
指定無……「2」 設定無……「2」 課税無……「2」 認可無……「2」

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	2

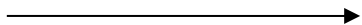
第52表 納税義務者数に関する調

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町



区 分		行 番 号	(1) 総 数 ( 人 )	(2) 法定免税点未満のもの(人)	(3) 法定免税点以上のもの(人)
土 地	個 人	9 0 1 0	12 0	22	32 41
	法 人	0 2 0	0		
	計	0 3 0	0	0	0
家 屋	個 人	0 4 0	0		
	法 人	0 5 0	0		
	計	0 6 0	0	0	0
実 数	個 人	0 7 0	0		
	法 人	0 8 0	0		
	計	0 9 0	0	0	0

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	3

第53表 地積及び床面積等に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 市 街 化 区 域	(2) 市 街 化 調 整 区 域	(3) そ の 他	(4) 計	
土 地 の 積 (千㎡)	宅 地 等	宅 地	9 0 1 0	12	24	34	45 シ 57 0
		そ の 他	0 2 0				ス 0
		小 計	0 3 0	0	0	0	セ 0
	農 地	0 4 0	ソ			タ 0	
	計	0 5 0	チ 0	ツ 0	テ 0	ト 0	
家床 屋 面 の 積 (㎡)	木 造 家 屋	0 6 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	0 7 0				0	
	計	0 8 0	ナ 0	ニ 0	ヌ 0	0	
土 地 の 筆 数 (筆)	宅 地 等	宅 地	0 9 0				ネ 0
		そ の 他	1 0 0				ノ 0
		小 計	1 1 0	0	0	0	ハ 0
	農 地	1 2 0	ヒ			フ 0	
	計	1 3 0	ヘ 0	ホ 0	マ 0	0	
家 屋 の 棟 数 (棟)	木 造 家 屋	1 4 0				0	
	木 造 以 外 の 家 屋	1 5 0				0	
	計	1 6 0	ミ 0	ム 0	メ 0	0	

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 決 定 価 格										
			市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円)							
土 地	宅 用 地	小規模住宅用地 個人	9	0	1	0	12	24	34	45	モ	57	0
		小規模住宅用地 法人	0	2	0						ヤ	0	
		一般住宅用地 個人	0	3	0						ユ	0	
		一般住宅用地 法人	0	4	0						ヨ	0	
		非住宅用地 個人	0	5	0						ラ	0	
		非住宅用地 法人	0	6	0						リ	0	
	小 計		0	7	0		0	0	0		ル	0	
	農 地		0	8	0						ロ	0	
	そ の 他		0	9	0							0	
	計		1	0	0		0	0	0			0	
家 屋	木 造 家 屋		1	1	0							0	
	木 造 以 外 の 家 屋		1	2	0							0	
	計		1	3	0		0	0	0			0	
合 計		1	4	0		0	0	0	a		0		

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	5	4

第54表 決定価格及び課税標準額に関する調(つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分			行 番 号	(5) (6) (7) (8) (9) (10)								
				課 税 標 準 額				実 定 税 率 B	調 定 見 込 額 A×B (千円)			
			市 街 化 区 域 (千円)	市 街 化 調 整 区 域 (千円)	そ の 他 (千円)	計 (千円) A						
土 地	宅 用 地	小 規 模 住 宅 用 地	個 人 法 人	9 0 1 1	12	25	35	47	60	61	69	79
			個 人 法 人	0 2 1					あ			
		一 般 住 宅 用 地	個 人 法 人	0 3 1					い			
			個 人 法 人	0 4 1					う			
		非 住 宅 用 地	個 人 非 住 宅 用 地	0 5 1					え			
			法 人 非 住 宅 用 地	0 6 1					お			
	小 計			0 7 1	0	0	0	か				
	農 地			0 8 1	き			く				
	そ の 他			0 9 1								
	計			1 0 1	0	0	0					
家 屋	木 造 家 屋			1 1 1								
	木 造 以 外 の 家 屋			1 2 1								
	計			1 3 1	0	0	0					
合 計				1 4 1	け	こ	b	0	%		0	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
						5	5

第55表 平成31年度に新たに法定免税点以上になる  
見込みの土地に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	行 番 号	地 積 (㎡)	(1)		(2)		(3)		(4)	
			平成31年度分 課税標準額 (千円) A		左に係る平成30年度 分課税標準額 (千円) B		納税義務者数(人) C		1人当たり課税標準額	
									$\frac{A}{C}$ (円)	$\frac{B}{C}$ (円)
法定免税点以上になる見込みの土地	9 0 1 0	12	24	37	50	57	0	0		

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
特 定 市 街 化 区 域	平の成市二街十化年区以域前農地入	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69 80
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0					
負担水準0.05未満	2 1 0							
計	2 2 0	0	0	0	0	0		
区 域 農 地	平の成市二街七化年区以域後農地入	本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	2 3 0					
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0					
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0					
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0					
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0					
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0					
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0					
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0					
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0					
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0					
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0					
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0					
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0					
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0					
負担水準0.05未満	4 3 0							
計	4 4 0	0	0	0	0	0		



地方公共団体コード	表番号
1 0 3 4 5 4	7 5 6

第56表 三大都市圏の特定市に所在する市街化区域内の農地に関する調（つづき）  
（法定免税点以上のもの）

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	行番号	(1) 納税義務者 (人)	(2) 地積 (千㎡)	(3) 決定価格 (千円)	(4) 課税標準額 (千円)	(5) 筆数 (筆)
本則による(価格の3分の2)課税がなされたもの	4 5 0	0	0	0	0	0
負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0	0	0	0	0	0
負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0	0	0	0	0	0
負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0	0	0	0	0	0
負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0	0	0	0	0	0
負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0	0	0	0	0	0
負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0	0	0	0	0	0
負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0	0	0	0	0	0
負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0	0	0	0	0	0
負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0	0	0	0	0	0
負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0	0	0	0	0	0
負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0	0	0	0	0	0
負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0	0	0	0	0	0
負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0	0	0	0	0	0
負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0	0	0	0	0	0
負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0	0	0	0	0	0
負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0	0	0	0	0	0
負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0	0	0	0	0	0
負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0	0	0	0	0	0
負担水準0.05未満	6 5 0	0	0	0	0	0
計	6 6 0	0	0	0	0	0
第62表のうち生産緑地に係るもの	6 7 0		そ	た	ち	

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地 (千円)	(4) 土 地 計 (千円)	(5) 家 屋 (千円)	
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				
				9	12				
課税標準の特例にかよつり減額規定による	第10項 (日本放送協会)	評価額	1/2	0 1 0	22	32	42 0	52 0	
		課税標準額		0 2 0				0	
	第11項 (日本原子力研究開発機構)	評価額	1/3	0 3 0					
		課税標準額		0 4 0					
		評価額	2/3	0 5 0					
		課税標準額		0 6 0					
	第12項 (登録有形文化財等)	評価額	1/2	0 7 0				0	
		課税標準額		0 8 0				0	
	第22項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	1/3	0 9 0				0	
		課税標準額		1 0 0				0	
		評価額	1/6	1 1 0				0	
	第23項 (新潟国際空港㈱)	課税標準額		1 2 0				0	
		評価額	1/2	1 3 0				0	
	第24項 (信用協同組合等)	課税標準額		1 4 0				0	
		評価額	3/5	1 5 0				0	
	第26項 (中部国際空港㈱)	課税標準額		1 6 0				0	
		評価額	1/2	1 7 0				0	
	第28項 (家庭的保育事業)	課税標準額		1 8 0				0	
		評価額	-	1 9 0					
	第29項 (居宅訪問型保育事業)	課税標準額		2 0 0					
		評価額	-	2 1 0					
	第30項 (事業所内保育事業)	課税標準額		2 2 0					
		評価額	-	2 3 0					
	第31項 (認定生活困窮者就労訓練事業)	課税標準額		2 4 0					
評価額		1/2	2 5 0				0		
第33項 (量子科学技術研究開発機構)	課税標準額		2 6 0				0		
	評価額	1/3	2 7 0						
第34項 (世界遺産)	課税標準額		2 8 0						
	評価額	2/3	2 9 0						
	課税標準額		3 0 0						
	評価額	1/3	3 1 0				0		
	課税標準額		3 2 0				0		

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地 (千円)	(4) 土 地 計 (千円)	(5) 家 屋 (千円)	
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)				
				9	12				
と課よ法 税第7 標0 準2 の 特 例 の 3 の 規 定 に よ り 減 額 額 に	第702条の3 第2項 (被災住宅用地等)	1/3	3 3 0				42 0	52 0	
			課税標準額	3 4 0				0	
		2/3	評 価 額	3 5 0				0	0
			課税標準額	3 6 0				0	
額計に代 画対 する 税の 都 減 市 等	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	3 7 0						

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分	地 目 等	特 例 率	行 番 号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地	(4) 土 地 計	(5) 家 屋		
				宅 地	そ の 他	(千円)	(千円)	(千円)		
				(千円)	(千円)					
に法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による課税標準の特例	第1項 (総合効率化に資する倉庫等)	評価額	1/2	9 3 8 0	12	22	32	42	52	61
		課税標準額								
	第13項 (並行在来線に係る譲受固定資産)	評価額	1/2	4 0 0				0		
		課税標準額		4 1 0				0		
	第17項 (PFI公共施設)	評価額	1/2	4 2 0						
		課税標準額		4 3 0						
	第18項 (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	4 4 0						
		課税標準額		4 5 0						
	第18項 (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域 (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例) 適用分)	評価額	-	4 6 0						
		課税標準額		4 7 0						
	第20項 (国立大学校舎)	評価額	1/2	4 8 0						
		課税標準額		4 9 0						
	第21項 (都市鉄道利便増進施設)	評価額	2/3	5 0 0						
		課税標準額		5 1 0						
	第22項 (外資埠頭公社の民営化に係る承継特例)	評価額	1/2	5 2 0				0		
		課税標準額		5 3 0				0		
		評価額	3/5	5 4 0				0		
	第23項 (日本郵便㈱)	課税標準額		5 5 0				0		
		評価額	5/6	5 6 0				0		
	第24項 (鉄道再構築事業)	課税標準額		5 7 0				0		
評価額		1/4	5 8 0							
第26項 (公益法人が所有する能楽堂)	課税標準額		5 9 0							
	評価額	1/2	6 0 0				0			
第27項 (国際戦略港湾等の荷さばき施設等)	課税標準額		6 1 0				0			
	評価額	1/2	6 2 0							
	課税標準額		6 3 0							
	評価額	2/3	6 4 0							
	課税標準額		6 5 0							

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地 (千円)	(4) 土 地 計 (千円)	(5) 家 屋 (千円)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
				9	12			
課税標準の特例に よる減額	法附則第15条、法附則第15条の2又は法附則第15条の3の規定による	第31項 (駅のバリアフリー化施設)	評価額	2/3	6 6 0			
			課税標準額		6 7 0			
		第35項 (特定貨物取扱埠頭の港湾施設)	評価額	2/3	6 8 0			
			課税標準額		6 9 0			
		第39項 (認定誘導事業) (地域決定型地方税制特例措置(わがまち特例適用分))	評価額	-	7 0 0			
			課税標準額		7 1 0			
		第42項 (農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間10年以上)	評価額	1/2	7 2 0			0
			課税標準額		7 3 0			0
		第42項 (農地中間管理機構に賃借権を設定した農地) (存続期間15年以上)	評価額	1/2	7 4 0			0
			課税標準額		7 5 0			0
		第44項 (特定事業所内保育施設)	評価額	-	7 6 0			0
			課税標準額		7 7 0			0
		第45項 (市民緑地)	評価額	-	7 8 0			0
			課税標準額		7 9 0			0
		第48項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間5年以上)	評価額	2/3	8 0 0			
課税標準額			8 1 0					
第48項 (立地誘導促進施設) (協定有効期間10年以上)	評価額	2/3	8 2 0					
	課税標準額		8 3 0					
第2項 (JR北海道・四国に係る特例) (法附則第15条の3の適用のあるものを除く)	評価額	1/2	8 4 0			0		
	課税標準額		8 5 0			0		
第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものを除く)	評価額	3/5	8 6 0			0		
	課税標準額		8 7 0			0		
第1項 (旅客会社等に係る承継特例) (法附則第15条の2第2項のJR三島特例に係るものに限る)	評価額	3/10	8 8 0			0		
	課税標準額		8 9 0			0		
産に演の法 税対芸1附 等術1則 の公(第 減固演改1 額定施修5 資設実条	減額分に相当する課税標準額	1/3 減額	9 0 0					

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	7

第57表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3) 農 地 (千円)	(4) 土 地 計 (千円)	(5) 家 屋 (千円)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)			
				9	12			
附平改 成2法 第9年 1改正 7条法 によ	第9項	旧法附則第15条第36項 (備蓄倉庫) (地域決定型地方税制特例措置 (わがまち特例)適用分)	評価額	9 1 0	22	32	42	52
			課税標準額	9 2 0				
平改 成2法 8年 の改 正定 法に 附よ る第 2も 7条 の	第2項	旧法附則第15条第1項 (倉庫)	評価額	9 3 0				
			課税標準額	9 4 0				
	第3項	旧法附則第15条第42項 (認定誘導事業により取得した 公共施設等)	評価額	9 5 0				
			課税標準額	9 6 0				
	第5項	法附則第15条の2第2項 (JR三島特例) (法附則第15 条の3の適用のあるものを除 く) (H29、30年度分)	評価額	9 7 0			0	
			課税標準額	9 8 0			0	

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)				
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)				
改正法の附則第27条による改正法の規定に	第2項	旧法附則第15条第16項 ( (都市利便施設) 都市再生緊急整備地域)	評価額	3/5	9 0 1 0	12	22	32	42	52	61	
		課税標準額	3/5	0 2 0								
	第2項	旧法附則第15条第16項 ( (都市利便施設) 特定都市再生緊急整備地域)	評価額	1/2	0 3 0							
		課税標準額	1/2	0 4 0								
	改正法の規定に	第2項	旧法附則第15条第20項 (スーパー中枢港湾)	評価額	1/2	0 5 0						
		課税標準額	1/2	0 6 0								
改正法の規定に	第3項	旧法附則第15条第27項 (指定会社等の特定用途港湾施設)	評価額	1/2	0 7 0				0			
	課税標準額	1/2	0 8 0					0				
改正法の規定に	第2項	旧法第349条の3第23項 (農業・食品産業技術総合研究機構)	評価額	2/3	0 9 0							
			課税標準額	2/3	1 0 0							
	第4項	旧法第349条の3第31項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/3	1 1 0							
			課税標準額	1/3	1 2 0							
	第5項	旧法第349条の3第32項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/3	1 3 0							
			課税標準額	1/3	1 4 0							
	第6項	旧法第349条の3第33項 (郵便貯金・簡易生命保険管理機構)	評価額	1/2	1 5 0							
			課税標準額	1/2	1 6 0							
	第10項	旧法附則第15条第35項 (指定特定重要港湾に係る港湾施設)	評価額	1/2	1 7 0							
			課税標準額	1/2	1 8 0							
	改正法の規定に	第4項	旧法附則第15条第36項 (PFI公共荷さばき施設)	評価額	1/2	1 9 0						
				課税標準額	1/2	2 0 0						
第5項		旧法附則第15条第37項 (PFI一般廃棄物処理施設)	評価額	1/2	2 1 0							
			課税標準額	1/2	2 2 0							

地方公共団体コード					表番号	
1	0	3	4	5	7	8
1	0	3	4	5	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)				
				宅 地	そ の 他	農 地	土 地 計	家 屋				
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)				
改正法の規定によるもの平成20年条正年	第2項	旧法第349条の3第25項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/2	9 2 3 0	12	22	32	42	52	61	
			課税標準額	1/2	2 4 0							
		旧法第349条の3第26項 (日本消防検定協会)	評価額	1/2	2 5 0							
			課税標準額	1/2	2 6 0							
	旧法第349条の3第27項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/2	2 7 0								
		課税標準額	1/2	2 8 0								
	旧法第349条の3第28項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/2	2 9 0								
		課税標準額	1/2	3 0 0								
17年改正法の規定によるもの平成10年条正年	第4項	旧法第349条の3第39項 (社会保険診療報酬支払基金)	評価額	1/6	3 1 0							
			課税標準額	1/6	3 2 0							
	第5項	旧法第349条の3第40項 (自動車安全運転センター)	評価額	1/6	3 3 0							
			課税標準額	1/6	3 4 0							
改正法の規定によるもの平成18年1条5	第3項	旧法第349条の3第28項 (日本電気計器検定所)	評価額	1/3	3 5 0							
			課税標準額	1/3	3 6 0							
		旧法第349条の3第29項 (日本消防検定協会)	評価額	1/3	3 7 0							
			課税標準額	1/3	3 8 0							
	旧法第349条の3第30項 (小型船舶検査機構)	評価額	1/3	3 9 0								
		課税標準額	1/3	4 0 0								
	旧法第349条の3第31項 (軽自動車検査協会)	評価額	1/3	4 1 0								
		課税標準額	1/3	4 2 0								
第21条改正法の規定によるもの平成13年10月規	旧法附則第15条第19項 (指定法人等大規模外貨埠頭)	評価額	1/2	4 3 0				0				
		課税標準額	1/2	4 4 0				0				



地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)			
				宅 地	そ の 他	農 地	土 地 計	家 屋			
				(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)			
平成7年の改正法に則する12条	第3項	旧法第349条の3第27項 (農業・生物系特定産業事業研究機構)	評価額	9 4 5 0	12	22	32	42	52	61	
			課税標準額	4 6 0							
		旧法第349条の3第30項 (日本電気計器検定所)	評価額	4 7 0							
			課税標準額	4 8 0							
		旧法第349条の3第31項 (日本消防検定協会)	評価額	4 9 0							
			課税標準額	5 0 0							
	旧法第349条の3第32項 (小型船舶検査機構)	評価額	5 1 0								
		課税標準額	5 2 0								
	旧法第349条の3第33項 (軽自動車検査協会)	評価額	5 3 0								
		課税標準額	5 4 0								
	合 計		評価額	5 7 0	0	0	0	0			
			課税標準額	5 8 0	0	0	0	0		0	
第7条第7項の2附項59則	市街化区域農地としての評価額		5 9 0				0				
	徴収猶予分に相当する課税標準額		6 0 0				0				
第8条第8項の2附項59則	市街化区域農地としての評価額		6 1 0				0				
	徴収猶予分に相当する課税標準額		6 2 0				0				
第6条第1項の2附項659則	市街化区域農地としての評価額		6 3 0				0				
	減額分に相当する課税標準額		6 4 0				0				
第7条第1項の2附項759則	市街化区域農地としての評価額		6 5 0				0				
	減額分に相当する課税標準額		6 6 0				0				

地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	5	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
			9	12	22	32	42	52
	置家と(例及域4法 屋な課措び外項附 につ税置家と(例 係た免屋な課第 る土除につ税5 特地区係た免5 例及域る土除条 措び外特地区第	1/2 減額	6 7 0				0	
	置係及な除項5法 るびつ区(5附 特家た域課条則 例屋土外税第 措に地と免6第	1/2 減額	6 8 0				0	
	置係及な除項5法 るびつ区(5附 特家た域課条則 例屋土外税第 措に地と免8第	1/2 減額	6 9 0				0	
	特用る大項5法 例地被震(6附 措に災災東条則 置係住に日第 る宅よ本1第	/	7 0 0				0	/
	例地代に日15法 措に替よ本06附 置係住る大項条則 る宅被震(第 特用災災東第	/	7 1 0				0	/
	置係代に日15法 る替よ本16附 特家る大項条則 例屋被震(第 措に災災東第	1/2 減額	7 2 0	/	/	/	/	/
		1/3 減額	7 3 0	/	/	/	/	/

地方公共団体コード						表番号	
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第58表 課税標準の特例等に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県  
市町村名 吉岡町

区分	地目等	特例率	行番号	(1) 宅 地 等		(3)	(4)	(5)
				宅 地 (千円)	そ の 他 (千円)	農 地 (千円)	土 地 計 (千円)	家 屋 (千円)
措宅に域へ条法 置用係内居第附 地の住住1第 の代宅困1第 特替用難35 例住地区項6	減額分に相当する課税標準額	/	9	12	22	32	42	52
			7 4 0				0	
のに困第法 特係難1附 例る区4則 措代域項第 置替内へ5 家家居6 屋屋住条	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 5 0					
			7 6 0					
1 5 法第則年の定改 3 6 4 第改平に正 項附 1 正成よ法 条則へ4法2るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額	/	7 7 0				0	
1 5 法第則年の定改 4 6 5 第改平に正 項附 1 正成よ法 条則へ4法2るの 第第旧条附4も規	減額分に相当する課税標準額	1/2 減額	7 8 0					
			7 9 0					

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	5	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
宅 用 地 （ 個 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	9 0 1 0	12	24	39	54	69	80
		負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0						
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0						
		負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0						
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0						
		負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0						
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0						
		負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
		負担水準0.05未満	2 1 0						
	計	2 2 0	0	0	0	0	0	0	
宅 用 地 （ 法 人 ）	小規模住宅用地	負担水準1.0以上	2 3 0						
		負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0						
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0						
		負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0						
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0						
		負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0						
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0						
		負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
		負担水準0.05未満	4 3 0						
	計	4 4 0	0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	5	8	9

第59表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 用 地 （ 個 人 ）	負担水準1.0以上	9 4 5 0	12	24	39	54	69 80
	負担水準0.95以上1.0未満	4 6 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	4 7 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0					
	負担水準0.05未満	6 5 0					
	計	6 6 0	0	0	0	0	0
宅 用 地 （ 法 人 ）	負担水準1.0以上	6 7 0					
	負担水準0.95以上1.0未満	6 8 0					
	負担水準0.9以上0.95未満	6 9 0					
	負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0					
	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0					
	負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0					
	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0					
	負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	7 5 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	7 6 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 7 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 8 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 9 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	8 0 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	8 1 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	8 2 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	8 3 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	8 4 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0					
	負担水準0.05未満	8 7 0					
	計	8 8 0	0	0	0	0	0

地方公共団体コード						表番号		
1	0	3	4	5	4	7	6	8

第60表 宅地等の負担調整に関する調（つづき）  
（法定免税点以上のもの）

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)		
宅	商業地等 （非住宅用地・個人）	負担水準0.7超	9 0 1 0	12	24	39	54	69	80
		負担水準0.65以上0.7以下	0 2 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	0 3 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	0 4 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	0 5 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	0 6 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	0 7 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	0 8 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	0 9 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	1 0 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	1 1 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	1 2 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	1 3 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	1 4 0						
		負担水準0.05未満	1 5 0						
	計	1 6 0	0	0	0	0	0	0	
地	商業地等 （非住宅用地・法人）	負担水準0.7超	1 7 0						
		負担水準0.65以上0.7以下	1 8 0						
		負担水準0.6以上0.65未満	1 9 0						
		負担水準0.55以上0.6未満	2 0 0						
		負担水準0.5以上0.55未満	2 1 0						
		負担水準0.45以上0.5未満	2 2 0						
		負担水準0.4以上0.45未満	2 3 0						
		負担水準0.35以上0.4未満	2 4 0						
		負担水準0.3以上0.35未満	2 5 0						
		負担水準0.25以上0.3未満	2 6 0						
		負担水準0.2以上0.25未満	2 7 0						
		負担水準0.15以上0.2未満	2 8 0						
		負担水準0.1以上0.15未満	2 9 0						
		負担水準0.05以上0.1未満	3 0 0						
		負担水準0.05未満	3 1 0						
	計	3 2 0	0	0	0	0	0	0	
160行及び320行のうち、勧告がされた特定空家等の敷地の用に供されている旧住宅用地（再掲）		3 3 0							

地方公共団体コード						表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	0	8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千m <sup>2</sup> )	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
宅 地 （ 負 担 水 準	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 個 人 ）	負担水準0.70	9 3 4 0	12	24	39	54	69	80	
		負担水準0.69以上0.70未満	3 5 0							
		負担水準0.68以上0.69未満	3 6 0							
		負担水準0.67以上0.68未満	3 7 0							
		負担水準0.66以上0.67未満	3 8 0							
		負担水準0.65以上0.66未満	3 9 0							
		負担水準0.64以上0.65未満	4 0 0							
		負担水準0.63以上0.64未満	4 1 0							
		負担水準0.62以上0.63未満	4 2 0							
		負担水準0.61以上0.62未満	4 3 0							
		負担水準0.60超0.61未満	4 4 0							
		負担水準0.60	4 5 0							
		計	4 6 0	0	0	0	0	0	0	
		0 ・ 6 ） 0 ・ 7 ）	商 業 地 等 （ 非 住 宅 用 地 ・ 法 人 ）	負担水準0.70	4 7 0					
負担水準0.69以上0.70未満	4 8 0									
負担水準0.68以上0.69未満	4 9 0									
負担水準0.67以上0.68未満	5 0 0									
負担水準0.66以上0.67未満	5 1 0									
負担水準0.65以上0.66未満	5 2 0									
負担水準0.64以上0.65未満	5 3 0									
負担水準0.63以上0.64未満	5 4 0									
負担水準0.62以上0.63未満	5 5 0									
負担水準0.61以上0.62未満	5 6 0									
負担水準0.60超0.61未満	5 7 0									
負担水準0.60	5 8 0									
計	5 9 0			0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号				
1	0	3	4	5	4	7	6	0	8

第60表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名

群馬県

市町村名

吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)
宅 地 計	本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	9 0 0	12 0	24 0	39 0	54 0	69 0
	引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	6 1 0	0	0	0	0	0
	税負担据置のもの	6 2 0	0	0	0	0	0
	上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	6 3 0	0	0	0	0	0
	負担水準0.2未満	6 4 0	0	0	0	0	0
	計	6 5 0	0	ま 0	み 0	む 0	め 0
そ の 他 ( 個 人 )	負担水準0.7超	6 6 0					
	負担水準0.65以上0.7以下	6 7 0					
	負担水準0.6以上0.65未満	6 8 0					
	負担水準0.55以上0.6未満	6 9 0					
	負担水準0.5以上0.55未満	7 0 0					
	負担水準0.45以上0.5未満	7 1 0					
	負担水準0.4以上0.45未満	7 2 0					
	負担水準0.35以上0.4未満	7 3 0					
	負担水準0.3以上0.35未満	7 4 0					
	負担水準0.25以上0.3未満	7 5 0					
	負担水準0.2以上0.25未満	7 6 0					
	負担水準0.15以上0.2未満	7 7 0					
	負担水準0.1以上0.15未満	7 8 0					
	負担水準0.05以上0.1未満	7 9 0					
	負担水準0.05未満	8 0 0					
計	8 1 0	0	0	0	0	0	



地方公共団体コード					表番号		
1	0	3	4	5	4	7	8
1	0	3	4	5	4	7	8

第61表 宅地等の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)			
そ の 他	宅地比準土地(法人)	負担水準0.7超	9010	12	24	39	54	69	80	
		負担水準0.65以上0.7以下	020							
		負担水準0.6以上0.65未満	030							
		負担水準0.55以上0.6未満	040							
		負担水準0.5以上0.55未満	050							
		負担水準0.45以上0.5未満	060							
		負担水準0.4以上0.45未満	070							
		負担水準0.35以上0.4未満	080							
		負担水準0.3以上0.35未満	090							
		負担水準0.25以上0.3未満	100							
		負担水準0.2以上0.25未満	110							
		負担水準0.15以上0.2未満	120							
		負担水準0.1以上0.15未満	130							
		負担水準0.05以上0.1未満	140							
		負担水準0.05未満	150							
		計	160	0	0	0	0	0		
	宅 地 外 比 準 土 地		負担水準1.0以上	170						
			負担水準0.95以上1.0未満	180						
		負担水準0.9以上0.95未満	190							
		負担水準0.85以上0.9未満	200							
		負担水準0.8以上0.85未満	210							
		負担水準0.75以上0.8未満	220							
		負担水準0.7以上0.75未満	230							
		負担水準0.65以上0.7未満	240							
		負担水準0.6以上0.65未満	250							
		負担水準0.55以上0.6未満	260							
		負担水準0.5以上0.55未満	270							
		負担水準0.45以上0.5未満	280							
		負担水準0.4以上0.45未満	290							
		負担水準0.35以上0.4未満	300							
		負担水準0.3以上0.35未満	310							
		負担水準0.25以上0.3未満	320							
		負担水準0.2以上0.25未満	330							
		負担水準0.15以上0.2未満	340							
	負担水準0.1以上0.15未満	350								
	負担水準0.05以上0.1未満	360								
	負担水準0.05未満	370								
	計	380	0	0	0	0	0			
合 計		本則による課税がなされたもの(負担水準1.0以上)	390	0	0	0	0	0		
		引き下げ(負担水準0.7超)による課税がなされたもの	400	0	0	0	0			
		税負担据置のもの	410	0	0	0	0			
		上記以外で負担水準0.2未満を除いたもの	420	0	0	0	0			
		負担水準0.2未満	430	0	0	0	0			
	計	440	0	0	0	0				

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	2

第62表 農地の負担調整に関する調  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	納 税 義 務 者 (人)	地 積 (千㎡)	決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	筆 数 (筆)	
一 般 市 街 化 区 域 農 地	本則による（価格の3分の2）課税がなされたもの	9 0 1 0	12	24	39	54	69	
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	0 2 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	0 3 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	0 4 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	0 5 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	0 6 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	0 7 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	0 8 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	0 9 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	1 0 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	1 1 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	1 2 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	1 3 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	1 4 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	1 5 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	1 6 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	1 7 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	1 8 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	1 9 0				
	負担水準0.05以上0.1未満	2 0 0						
負担水準0.05未満	2 1 0							
計		2 2 0	0	0	0	0	0	
介 在 農 地	本則による課税がなされたもの	2 3 0						
	負担調整率1.025	負担水準0.95以上1.0未満	2 4 0					
		負担水準0.9以上0.95未満	2 5 0					
	負担調整率1.05	負担水準0.85以上0.9未満	2 6 0					
		負担水準0.8以上0.85未満	2 7 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.75以上0.8未満	2 8 0					
		負担水準0.7以上0.75未満	2 9 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.65以上0.7未満	3 0 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	3 1 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	3 2 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	3 3 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	3 4 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	3 5 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	3 6 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	3 7 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	3 8 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	3 9 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	4 0 0				
			負担水準0.1以上0.15未満	4 1 0				
	負担水準0.05以上0.1未満	4 2 0						
負担水準0.05未満	4 3 0							
計		4 4 0	0	0	0	0	0	

地方公共団体コード					表番号			
1	0	3	4	5	4	7	6	2

第62表 農地の負担調整に関する調 (つづき)  
(法定免税点以上のもの)

都道府県名 群馬県

市町村名 吉岡町

区 分		行 番 号	(1) 納 税 義 務 者 (人)	(2) 地 積 (千㎡)	(3) 決 定 価 格 (千円)	(4) 課 税 標 準 額 (千円)	(5) 筆 数 (筆)	
一 般 農 地	本則による課税がなされたもの	9 4 5 0	12	24	39	54	69	
	負担調整率1.025	4 6 0						
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上1.0未満	4 7 0					
		負担水準0.85以上0.9未満	4 8 0					
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	4 9 0					
		負担水準0.75以上0.8未満	5 0 0					
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	5 1 0				
			負担水準0.65以上0.7未満	5 2 0				
			負担水準0.6以上0.65未満	5 3 0				
			負担水準0.55以上0.6未満	5 4 0				
			負担水準0.5以上0.55未満	5 5 0				
			負担水準0.45以上0.5未満	5 6 0				
			負担水準0.4以上0.45未満	5 7 0				
			負担水準0.35以上0.4未満	5 8 0				
			負担水準0.3以上0.35未満	5 9 0				
			負担水準0.25以上0.3未満	6 0 0				
			負担水準0.2以上0.25未満	6 1 0				
			負担水準0.15以上0.2未満	6 2 0				
	負担水準0.1以上0.15未満	6 3 0						
	負担水準0.05以上0.1未満	6 4 0						
負担水準0.05未満	6 5 0							
計	6 6 0	0	0	0	0	0		
合 計	本則による課税がなされたもの	6 7 0	0	0	0	0	0	
	負担調整率1.025	6 8 0	0	0	0	0	0	
	負担調整率1.05	負担水準0.95以上1.0未満	6 9 0	0	0	0	0	
		負担水準0.85以上0.9未満	7 0 0	0	0	0	0	
	負担調整率1.075	負担水準0.8以上0.85未満	7 1 0	0	0	0	0	
		負担水準0.75以上0.8未満	7 2 0	0	0	0	0	
	上記以外	負担調整率1.10	負担水準0.7以上0.75未満	7 3 0	0	0	0	0
			負担水準0.65以上0.7未満	7 4 0	0	0	0	0
	負担水準0.6以上0.65未満		7 5 0	0	0	0	0	
	負担水準0.55以上0.6未満		7 6 0	0	0	0	0	
	負担水準0.5以上0.55未満		7 7 0	0	0	0	0	
	負担水準0.45以上0.5未満		7 8 0	0	0	0	0	
	負担水準0.4以上0.45未満		7 9 0	0	0	0	0	
	負担水準0.35以上0.4未満		8 0 0	0	0	0	0	
	負担水準0.3以上0.35未満		8 1 0	0	0	0	0	
	負担水準0.25以上0.3未満		8 2 0	0	0	0	0	
	負担水準0.2以上0.25未満		8 3 0	0	0	0	0	
	負担水準0.15以上0.2未満		8 4 0	0	0	0	0	
	負担水準0.1以上0.15未満	8 5 0	0	0	0	0		
	負担水準0.05以上0.1未満	8 6 0	0	0	0	0		
負担水準0.05未満	8 7 0	0	0	0	0			
計	8 8 0	0	0	0	0	0		